**平成２２年（フ）第１６５号**
青森県むつ市大字田名部字土手内74番地729
債務者　小山　洋末
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２４８号**
千葉県松戸市二十世紀が丘梨元町31番地グリーンキャピタル石井408号
債務者　飯塚由美子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第２７１号**
千葉県松戸市竹ケ花西町303番地の３
債務者　吉橋　信一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第２７６号**
千葉県野田市清水1080―５　ローズガーデン305、住民票上の住所千葉県柏市みどり台５丁目５番９号
債務者　小出　勝志
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第２７９号**
千葉県松戸市松戸新田471番地
債務者　佐藤　静子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第２８６号**
千葉県松戸市小金原８丁目８番地の８　谷津荘202号
債務者　渡部　　仁
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第２９４号**
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目11番17号アビタシオン・ポポロ106
債務者　保竹　和子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第３０３号**
千葉県我孫子市布佐１丁目30番地の７
債務者　飯田　紀子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第３１９号**
千葉県柏市豊町２丁目１番16号
債務者　小林　健司（旧姓湯澤）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第３３１号**
千葉県松戸市小金きよしケ丘４丁目６番地の１　サンビューハイツ608号池田方
債務者　岩堀　弓恵
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１０４号**
神奈川県横須賀市佐野町１丁目４番地５
債務者　伊藤　　勝
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第１１３号**
神奈川県横須賀市富士見町２丁目31番地12
債務者　内田　千穂
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第１３６号**
神奈川県横須賀市三春町１丁目３番地　日栄ビル301
債務者　木村　順子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第４６号**
福岡県築上郡上毛町大字下唐原626番地１
債務者　南　　正利
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２１年（フ）第２３０６号**
名古屋市中区平和２丁目２番８号　三井東別院ハイツ1005号
債務者　田﨑　高実
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１６７号**
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前76番地
債務者　佐伯　由紀
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３０号**
熊本県玉名郡南関町大字関町323番地４
債務者　天野　克法
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部